

フランス少年刑事司法法典：二〇一九年九月一日 のオルドナンス第二〇一九-九五〇号（一）

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

大貝，葵
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

<https://doi.org/10.15017/2800492>

出版情報：法政研究. 86 (4), pp.57-75, 2020-03-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

フランス少年刑事司法法典—二〇一九年
九月一日のオルドナンス第二〇一九—
九五〇号—(一)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典

前文

序編・少年刑事司法の一般原則

第1章・少年に適用される刑法の一般原則(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—五条)

第2章・少年に適用される刑事手続の一般原則(第L. 一

二—一条乃至第L. 二二—六条)

第3章・通則(第L. 一三—一条乃至第L. 一三—四条)

第1部・教育的措置及び刑罰

第1編・教育的措置

第1章・通則(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—六条)

第2章・司法上の教育的措置(第L. 一一—一条乃至第

L. 一一—五条)

第3章・収容制度(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—
七条)

第2編・刑罰

第1章・科される刑罰(第L. 一二—一条乃至第L. 一

二—七条)

第2章・所定の刑罰の内容及び適用態様(第L. 一二—

一条乃至第L. 一二—六条)

第3章・刑罰の宣告(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

三—二条)

第4章・拘禁制度(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

二—二条)

(以上本号)

第2部・関与者の専門化

第1編・検察官

単独章(第L. 二二—一条乃至第L. 二二—三条)

第2編・予審判事

単独章(第L. 二二—一条及び第L. 二二—三条)

第3編・判決裁判所

単独章(第L. 二三—一条乃至第L. 二三—一〇条)

第4編・少年司法保護局

単独章(第L. 二四—一条及び第L. 二四—二条)

第3部・刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利
 単独章(第L. 三二一―一条乃至第L. 三二一―五条)

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則(第L. 三二一―一条)

第2章…少年の人格に関する調査(第L. 三三二―一条乃至第L. 三三二―一〇条)

第3章…一時的な司法上の教育的措置(第L. 三三三―一条乃至第L. 三三三―三条)

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分(第L. 三三一―一条乃至第L. 三三一―七条)

第2章…少年裁判所の令状執行(第L. 三三二―一条及び第L. 三三二―二条)

第3章…電子監視付居住指定(第L. 三三三―一条及び第L. 三三三―二条)

第4章…勾留(第L. 三三四―一条乃至第L. 三三四―五条)

第4部…判決前手続

第1編…被疑少年の尋問

第1章…総則(第L. 四二一―一条)
 第2章…任意出頭による尋問(第L. 四二二―一条及び第L. 四二二―二条)

第3章…留置及び警察留置(第L. 四三三―一条乃至第L. 四三三―五条)

第2編…公訴

第1章…総則(第L. 四二一―一条)

第2章…訴追代替手段及び刑事和解(第L. 四二二―一条乃至第L. 四二二―四条)

第3章…公訴提起(第L. 四二三―一条乃至第L. 四二三―三条)

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚(第L. 四三三―一条乃至第L. 四三三―三条)

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置(第L. 四三三―一条及び第L. 四三三―二条)

第3章…保安処分(第L. 四三三―一条乃至第L. 四三三―八条)

第4章…司法上の調査の終結(第L. 四三四―一条乃至第L. 四三四―二条)

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告(第L. 四三五―一条及び第L. 四三五―二条)

第5部…判決

第1編…総則

第1章…審理（第L. 五二二―五二五）

第2章…私訴（第L. 五二二―五二四）

第3章…審理の公開（第L. 五二二―五二四）

三―四（条）

第2編…判決手続

第1章…少年係判事及び少年裁判所の判決（第L. 五二二―

―五二七）

第2章…少年重罪法院の判決（第L. 五二二―五二四）

第3編…上訴手段

第1章…控訴（第L. 五三二―五三三）

第2章…故障申立（第L. 五三二―五三三）

第6部…教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編…教育的措置及び刑罰の適用

第1章…教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関（第L. 六一―

六一―九）

第2章…刑罰適用の審理（第L. 六一―九）

六一―四（条）

第3章…留置制度

第2編…刑の修正

単独章…（第L. 六二二―六二二）

第3編…前科簿及びその他の記録簿

第1章…前科簿（第L. 六三二―六三二）

四（条）

第2章…性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国

データベース（第L. 六三三―六三三）

三―四（条）

第3章…テロ犯罪行為者の自動化された全国データベース

（第L. 六三三―六三三）

第4章…前歴ファイル（第L. 六三四―六三四）

第7部…海外県に関する規定

第1編…グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨツ

ト、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、

サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章…マヨットに関する特別規定（第L. 七二―七二）

乃至第L. 七二―七二）

第2章…サンピエール・ミクロンに関する特別規定（第L. 七二―

七二―七二）

第2編…ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウォリ

ス・フツナ島に適用される規定

第1章…ニューカレドニアに適用される規定（第L. 七二

―七二）

第2章：仏領ポリネシアに適用される規定（第1. 七二二—
 一一条乃至第1. 七二二—三三条）

第3章：ウォリス・フツナ島に適用される規定（第1. 七

二二—一一条及び第1. 七二二—三三条）

はしがき

本資料は、少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九—九五〇号（Ministère de la justice, Ordonnance n° 2019.950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF du 13 sept. 2019, texte 2 (NOR: JUSX1919677R)）の付属文書として掲載された、少年刑事司法法典（法律の部）を訳出したものである。

二〇一八年から二〇二二年までの計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九—二二二二号（Loi n° 2019.222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice, JORF n° 0071 du 24 mars 2019, texte n° 2 (NOR:JUST1806951L)）を受けて起草されたのが、本法典である。本法典の立法化はほぼ確実との見方が大勢を占めている。

フランスにおいては待望の少年法の法典化であり、その内容も、基本的には、これまでに確立された少年保護のた

めの諸原則を維持しつつ、教育的措置のさらなる充実を図るもので、一定の妥当性は有しているといえる。

しかしながら、注意を要する点もいくつかある。例えば、本法典で新たに導入されたモジュールという枠組である。モジュールには、社会復帰モジュール、修復モジュール、保健モジュール、収容モジュールの四つがあり、モジュールの名の下に、さまざまな収容措置等が取られる。

また、本法典で列挙されている、教育的措置上の義務及び禁止の中には、夜間外出禁止のような従来、教育的制裁として課されていたものまで含まれている。教育的制裁は、刑罰と教育的措置の中間形態として、二〇〇二年に創設されたが、一〇歳以上という対象年齢の低さ、刑罰ないし教育的措置との区別の困難さ等もあって、十分に活用されてこなかった。本法典では、教育的制裁は廃止されることとなったが、結局、少年に賦課される内容も、一〇歳以上という対象年齢も、教育的措置の枠組の中で維持されており、教育的制裁が有していた問題性は何ら解消されていないことになる。

さらには、教育的措置が少年に対する制裁である旨明記された点も疑問が残る。この点は、教育的措置の前提として対象少年に弁識能力が必要か否かという点とも関係する

もので、今後、議論の対象となるであろう。

その他、本法典は、手続の簡素化、迅速化を推進しているが、少年の権利保障の点から問題がないかについても精査する必要がある。

このように、多様な側面を有している本法典は、フランスの少年処遇の混迷する現状を反映しているようにも見える。

その意味では、フランスの少年処遇の現状を把握するのに本法典は格好の素材といえる。この点は、日本の少年法制・少年処遇を批判的に分析、検討する際にも一定の示唆をもたらさうものと考えられる。

以下、本法典を翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が共同して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

フランス少年刑事司法法典

前文

本法典は、少年の刑事責任が発動する要件につき、少年の年齢に従った当該責任の減輕、並びに、専門化された裁判所によってまたは適合的な手続に従って宣告される少年の年齢及び人格に適合した措置により追求される少年の教育的及び道德的成長の必要性を考慮し規定する。

序編 少年刑事司法の一般原則

第1章 少年に適用されうる刑法の一般原則

第1. 1—1—1条

①民法典第三八八条の意味における少年は、その者が弁識能力を有している場合、自らが有責とされる重罪、軽罪、または、違警罪につき刑事責任を負う。

②一三歳未満の少年は、弁識能力を有しないものと推定される。一三歳以上の少年は、弁識能力を有するものと推定される。

第1. 1—1—2条

少年に対して取られうる決定は、少年の教育的及び道德的成長、並びに、再犯の予防及び被害者の利益の保護に供

するものである。

第L. 一一―三条

犯罪で有責であると宣告された少年は、教育的措置の対象となりえ、状況と少年の人格が要請する場合には、刑罰の対象となりうる。

第L. 一一―四条

いかなる刑罰も一三歳未満の少年には宣告されえない。

第L. 一一―五条

少年に科される刑罰は、本法典の規定に従い減軽される。

第二章 少年に適用される刑事手続の一般原則

第L. 一二―一条

①少年に非難が向けられる重罪、軽罪及び第五級違警罪は、専門化された、または、特別に指定されたもしくは構成された、手続が適切な裁判所及び部において予審及び判決が行われる。

②これらの裁判機関及び部は、以下の通りである。

一 少年係判事、

二 少年裁判所、

三 少年に関する事案につき特別にその任を負う予審判事、

四 少年重罪法院、

五 控訴院少年特別部、

六 少年に関する事案につき特別に構成された予審部。

③少年の保護を委ねられている控訴院裁判官は、五号及び六号に示される部に所属する。

第L. 一二―二条

①少年がその責めに帰せられる重罪、軽罪または第五級違警罪に関する公訴は、少年に関する事案の任を特別に負う指定された司法官により提起される。

②検察官の職務は、検事長または、少年に関する事案の任を特別に負う検事局の司法官により遂行される。

第L. 一二―三条

少年に関して行われる裁判所の審理の公開は、本法典により定められる条件において、制限される。

第L. 一二―四條

①被訴追少年または被有罪宣告少年は、弁護士による援助を受ける。

②少年は、弁護士の選任に関与し、または、本法典により規定される条件において選任を行う。

③弁護士が職権により任命される場合、可能な限り、少年は手続の各段階において同一の弁護士により援助される。

第L. 一二―五條

①本法典により定められる条件の下、少年の法定代理人は、手続の間少年に通知されなければならない情報と同一の情報を受領する。少年はそのことを通知される。

②被疑少年または起訴される少年は、本法典の規定に従い、法定代理人により援助される権利を有する。

第L. 一二―六條

故障申立、控訴または破毀申立の権利は、少年によっても、法定代理人によっても行使される。

第3章 通則

第L. 一三一―一條

①刑法及び刑事訴訟法の法律及び規則の規定、特に、刑法典及び刑事訴訟法典の規定は、少年に適用されるが、本法典により別途規定されている場合を除く。

②刑法典及び刑事訴訟法典の規定を少年に適用するに当たり、成人に対し管轄権限を有する裁判所についての参照は、本法典により定義されるように、少年に対し管轄権限を有する裁判所への参照として解釈される。

第L. 一三一―二條

本法典が別途規定していない限りは、管轄権限を有する裁判所、適用される手続、並びに、課される措置及び刑は、行為時の少年の年齢に従い決定される。

第L. 一三一―三條

いかなる場合においても、刑事手続の対象となる少年の身元または姿は、直接的または間接的に公開されえない。

第L. 一三一―四條

①事実が認定され承認されたという留保の下、刑の執行

を含めた少年に関するあらゆる手続に際し、また、手続のあらゆる段階において、刑事訴訟法第一〇一条に従い、修復的司法を用いることが、犯罪の被害者及び加害者に提案されうる。

②修復的司法は、少年の成熟の程度及び弁識能力がそれを可能とする場合で、かつ、法定代理人の同意をえた後にのみ実施されうる。

第1部 教育的措置及び刑罰

第1編 教育的措置

第1章 通則

第1. 一一—一条

制裁として少年が受ける教育的措置は、以下のものである。

一 司法上の譴責、

二 司法上の教育的措置。

第1. 一一—二条

①少年係判事、少年裁判所、及び、少年重罪法院は、司法上の譴責及び司法上の教育的措置を言い渡すことができる。司法上の譴責は、修復のモジュールのみを伴

いうる司法上の教育的措置と併課して言渡すことができる。司法上の譴責が、新たな犯行の少なくとも一年前に行われた累犯規定と同一または同一視しうる犯罪につき、少年にすでに言い渡された場合には、当該譴責単独では言い渡すことができない。

②違警罪裁判所は司法上の譴責を言い渡すことができる。

第1. 一一—三条

第五級違警罪、軽罪、及び、重罪に関し、教育的措置は、以下の留保の下、刑罰に併課して言渡すことができる。

一 少年係判事、または、少年裁判所が、罰金刑、公益奉仕労働刑、執行猶予付き拘禁刑とは異なる刑罰に併課して教育的措置を言い渡す場合、司法上の教育的措置に第1. 一一—二条の第一号乃至第四号に規定されるモジュールのみを付け加えることができる。

二 少年重罪法院は、刑罰に併課して司法上の教育的措置を言い渡す場合、第1. 一一—二条の一号乃至四号に規定されるモジュールに限り司法上の教育的措置に組合わせることができる。

第L. 一一一四條

教育的措置を言い渡す決定は、仮執行力を持つ。

第L. 一一一五條

少年に対して言渡される教育的措置は、累犯の初度目を構成しえない。

第L. 一一一六條

① 違警罪または軽罪の領域において、少年の社会復帰が果たされ、生じた損害が修復されかつ犯罪の結果生じた問題が終息したと評価される場合には、教育的措置の免除が認められる。

② 少年係判事または少年裁判所は、教育的観察の枠組みにおいて、少年に課される義務を完全に遵守した少年に対しては、教育的成功の宣言を言い渡すことができる。

③ これらの決定は、累犯の初度目を構成しえない。

④ 教育的措置の免除または教育的成功の宣言を言い渡す裁判所は、当該決定が前科簿に掲載されないことを決定することができる。

第2章 司法上の教育的措置

第1節 総則

第L. 一一二一条

① 司法上の教育的措置は、少年の人格、家族、健康、社会の状況に関する評価に基づいた少年の個別化された支援から構成される。裁判所は、同時に、以下の一つもしくは複数のモジュール、禁止、または、義務を言い渡すことができる。

一 社会復帰モジュール、

二 修復モジュール、

三 保健モジュール、

四 収容モジュール、

五 一年を超えない期間での、少年が日常的に居住している場所を除く、犯罪の行われた場所で裁判所により指定される場所への出入り禁止、

六 最長一年の期間、裁判所により指定される被害者、または共同正犯者もしくは共犯者との接触禁止、

七 最長六か月の期間、法定代理人の内の一人による付添のない、二三時から六時の公道往來の禁止、

八 少年が占有または所有するもので、犯行に供した物または犯罪の成果物を引渡す義務、

九 一か月を超えない期間、法律から生じる義務を少年に喚起することを目的とした市民教育研修を受講する義務。

第L. 一一二―三条

①第L. 一一二―二条第一号乃至第四号に示されるモジュールは、択一的にまたは併課して言渡すことができる。但し、社会復帰モジュールがデイサービスから構成される場合には、当該モジュールは收容モジュールとは併課して言渡すことはできない。

②L. 一一二―二条第五号乃至第九号に示される義務及び禁止は、相互に、並びに、第L. 一一二―二条第一号、第二号及び第四号に示されるモジュールと、択一的にまたは併課して言渡すことができる。

③但し、一〇歳以上の少年のみが、第L. 一一二―二条第五号乃至第九号に示される禁止及び義務の一つまたは複数を含む司法上の教育的措置を課される。

第L. 一一二―四条

①司法上の教育的措置は、五年を超えない期間で言い渡されるが、第L. 一一二―六条第二項、第L. 一一二

―九条、及び、第L. 一一二―一五条第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。

②司法上の教育的措置は、たとえ当事者が決定の日に成人になっているとしても言い渡すことが可能であり、当事者が二一歳に達した際に遅滞なく終了するが、第L. 一一二―六条第二項及び第L. 一一二―一五条最終項の規定の適用を妨げない。

(大貝葵)

第2節…司法上の教育的措置のモジュール

第1款…社会復帰モジュール

第L. 一一二―五条

社会復帰モジュールは、修学上のケアに向けた少年の指導、または、少年のニーズに適合した、社会的、修学的もしくは職業的統合を目標とする少年の指導からなる。本モジュールは、以下のもので構成されうる。

- 一 一日中の受け入れ、
- 二 寄宿舎への收容、
- 三 認可を受けた、教育または職業訓練を行う公的または民間の機関または施設。

第L. 一一二一六条

① 少年の日中の受け入れは、社会的、職業的または修学的統合を目的として、日中に行われる継続的ケアからなる。この受け入れは、少年司法保護局の公的部門の施設もしくは機関、または、認可された機構によって実施される。

② 決定により、一年を超えない限度で措置の期間、及び、実施態様を定める。この措置は、対象者の成人後は、対象者の同意がなければ、宣告、継続または更新しない。

③ 日中受け入れ措置が委託された者または機関は、定められた期日に、書面で、ケアの実行について、管轄裁判機関、及び、少年司法保護局の機関に通知する。

第L. 一一二一七条

第L. 一一二一五条の諸規定は、第L. 一一二一五条第二号及び第三号に規定される収容の言渡しに適用される。

第2款・修復モジュール

第L. 一一二一八条

修復モジュールは、以下のもので構成される。

一 被害者に対してまたは共同社会のために行われる支援または修復活動、

二 少年と被害者の仲裁。

第L. 一一二一九条

裁判機関は、修復モジュールを宣告する前に、少年、及び、可能な限り、少年の法定代理人の意見を聴取する。裁判機関は、決定の中で、一年を超えない範囲でこのモジュールの期間を定める。

第L. 一一二一〇条

① 修復モジュールの実施は、少年司法保護局、または、コンセイユ・デタによって定められる条件の下で認可された機関もしくは人に委託される。

② 支援または修復活動は、被害者の同意がない限り、当該被害者に対して実施されない。

③ 仲裁は、被害者の請求または同意により実施される。

④ 決定によって定められた期間の満了時、本モジュールの実施の任を負った機関または人は、本モジュールの実施につき、書面で裁判機関に通知する。

資料
第3款…保健モジュール
第L. 一一二—一一条

保健モジュールは、以下のもので構成されうる。

- 一 少年のニーズに適合した形で、少年を保健上のケアに向けて指導すること、
- 二 精神医療機関を除く、保健施設への収容、
- 三 社会医療施設への収容。

第L. 一一二—一二条

第L. 一一二—一二条第二号に規定される公衆衛生施設への収容は、この施設外の医師の詳細な医学的所見に鑑み、第L. 一一二—一五条に定められる条件の下で宣告される。受け入れ施設の医師が入院はもはや必要ないと証明する場合、少年係判事は、遅滞なく、収容措置に関して裁定を下す。

第L. 一一二—一三条

第L. 一一二—一一条第三号に規定される社会医療施設への収容は、社会福祉及び家族法典第L. 二四—一六条に定められる条件の下で下される障がい者権利自立委員会の指針決定に鑑み、第L. 一一二—一五条に定められる条件

の下で宣告される。

第4款…収容モジュール

第L. 一一二—一四条

収容モジュールの資格で、少年は、以下のところに委託されうる。

- 一 少年の家族構成員しくは信頼に値する者、または、児童社会扶助機関、

二 第L. 一一三—七条に規定される施設を除く、少年

司法保護局の公的部門の施設、

- 三 第L. 一一三—七条に規定される施設を除く、認可を受けた民間の教育機関または施設。

第L. 一一二—一五条

① 収容決定は、審理の際、少年及びその法定代理人の意見聴取を行った後、裁判機関によって下される。

② 但し、急を要する場合、少年係判事は、当事者の意見聴取を経ることなく、収容を宣告することができる。

この場合、少年係判事は、決定の日から一五日以内に当事者を召喚する。

③ 収容は、収容場所を決定し、一年を超えない収容期

間、並びに、親の滞在及び宿泊権の態様を定める命令によって宣告される。この收容は、本条に定められる態様に従い、更新されうる。

④收容が少年に対して宣告された場合、当該收容は、対象者の成人後は、対象者の同意がなければ継続されない。

第3章…收容制度

第1節…総則

第L. 一一三—一条

①本法典の資格で收容措置の恩恵を受ける少年の父母は、この措置と非両立ではない、親権に属するあらゆる権利を引き続き行使する。但し、子どもが委託される人、機関または施設は、少年の監視及び教育に関するあらゆる日常的行為を実行する。

②前項を妨げることなく、收容に関して裁定を下す権限を有する判事は、少年の利益がそれを正当化する場合に常には、少年が委託される人、機関または施設に対して、濫用的もしくは正当化されない拒絶、または、親権保持者の懈怠に際し、請求者がこの措置の必要性を証明するという条件で、親権に属する行為を実行する

権限を例外的に付与することができる。

第L. 一一三—二条

①少年が親権保持者または監護権者以外の人に引き渡される場合、親権保持者または監護権者が支払うべき扶養及び託置費用の負担額は、決定によってこれを定める。

②これらの費用は、国庫のため、刑事裁判費用として徴収される。少年が権利を有する、家族手当、加算分、及び、扶助手当は、支払機関によって、收容時に、当該少年を受け入れる人または施設に直接支払われる。但し、少年係判事は、家族が子どもの道徳的もしくは物質的ケアに参加している場合、または、子どもの家庭への帰還を促進するために、家族手当の家族への支払いを維持することができる。

③少年が児童社会扶助に委託される場合、家族に課せられない扶養及び託置費用の部分は、国庫が負担する。

第L. 一一三—三条

特別に指名された検察官及び少年係判事は、少なくとも年に一度、少年裁判機関の管轄に存する、犯罪少年を受け

入れる公的または民間の施設を訪問する。

第L. 一一三―四 条

国民議会議員及び元老院議員、並びに、フランスにおいて選出された欧州議会の代表者は、常時、本法典の諸規定の適用において、少年を受け入れる公的または民間の施設を訪問する資格を有する。

第L. 一一三―五 条

本法典の適用において、少年の収容の監督を命じもしくはこれを保証する司法官もしくはは裁判機関、または、この決定の執行の任を負う司法官は、対象者が未成年の間、この決定を執行させるため、直接、警察力を要請することができる。

第L. 一一三―六 条

本法典の適用において、少年を日常的に受け入れようとする者は何人も、コンセイユ・デタのデクレによって定められる態様に従い、あらかじめ、県域における国家代表に對して、特別な資格の授与を申請しなければならない。

第2節…閉鎖型教育センター

第L. 一一三―七 条

①閉鎖型教育センターとは、司法統制処分、保護観察執行猶予、外部収容の適用において、または、仮釈放に続いて、少年が収容される、公的施設、または、コンセイユ・デタのデクレによって定められる条件の下で認可された民間施設をいう。このセンターの中で、少年は、少年の人格に適合した、強化された教育学的監督の保証を可能にする、監視及び統制措置の対象となる。

②司法官または裁判機関は、自らが定めた期間内であつ自らが定めた態様に従つて、当該施設に對して、収容終了の準備をし、または、重大な結果を防止するため、少年の他所への一時的受け入れを編成する権限を付与しうる。

③少年が、他所への一時的受け入れの場合も含めて、センターへの収容の原因となつた措置に從つて課される義務に違反する場合、当該少年の勾留または拘禁が行われうる。

④第一項に定められる認可は、センターの任務及び役務の継続に適合した、教育及び安全を提供する施設にの

み付与されうる。

⑤少年係判事は、閉鎖型教育センターへの収容終了後、または、司法統制処分もしくは保護観察付執行猶予の取り消しの場合、少年の社会への持続的統合のため、少年の教育的ケアの継続性を保証することを可能にするあらゆる措置を取る。

第2編 刑罰

第1章 科される刑罰

第L. 一二一一一条

①以下の刑罰は、少年には適用されない。

一 フランス領内の滞在禁止刑、

二 日数罰金刑、

三 市民権、民法上及び家族法上の権利の制限、公務も

しくは職業的もしくは社会的活動への従事の禁止、滞

在禁止、施設の閉鎖、公取引からの排除刑、

四 有罪判決の掲示または頒布刑。

②いかなる権利制限、失権または無能力も、少年に対して宣告される刑事有罪判決から当然に生じるものではない。

第L. 一二一二条

刑法典第一三二一六〇条乃至第一三二一七〇一三条は、同法典第一三二一六〇条乃至第一三二一六五条により、違警罪裁判所で判断される手続を除いて、少年には適用されない。

第L. 一二一三条

①一三歳以上の少年に帰責される違警罪が証明されたと認める違警罪裁判所は、当該少年に対して、以下のものを言い渡すことができる。

一 刑の免除、

二 第L. 一二一六条に規定される刑罰軽減の準則の適用による、罰金刑。

②刑法典第一三一―一六条の諸規定は、適用されない。

第L. 一二一四條

第L. 一二一四條

執務室で裁定を下す少年係判事は、共和国検事の請求に基づき、諸事情及び少年の人格がそれを正当化する場合、一三歳以上の少年に対し、以下の刑罰を宣告することができる。

一 犯罪供用物件の没収、

二 研修、

三 少年が刑罰宣告時に16歳以上の場合、公益奉仕労働。

第L. 一二一―五条

- ① 少年裁判所及び少年重罪法院は、科される刑罰の半分以上を超える自由剥奪刑を宣告することができない。
- ② 科される刑罰の半分の軽減は、同様に、刑法典第一三二―一八条によつて定められる刑の下限に適用される。
- ③ 科される刑罰が無期の重懲役または重禁錮の場合、科される重懲役または重禁錮は二〇年を超えることができない。

④ 保安期間に関する刑法典第一三二―二三条の諸規定は、少年に適用されない。

第L. 一二一―六条

科される刑罰の半分以上を超える罰金刑も、七五〇〇ユーロを超える罰金刑も、少年には宣告されえない。

第L. 一二一―七条

① 少年が一六歳以上の場合、違警罪裁判所、少年裁判所及び少年重罪法院は、例外的に、かつ、事案の諸事情、

少年の人格及び少年の状況に鑑み、第L. 一二一―五条及び第L. 一二一―六条に規定される刑罰軽減の準則を適用する必要がない旨、決定することができる。この決定は、特に理由を付した判示によつてのみ下されう。

② 第一項が適用される旨決定され、かつ、科される刑罰が無期の懲役または重禁錮の場合、宣告されうる刑の上限は、三〇年の重懲役または重禁錮刑である。

第2章…一定の刑罰の内容及び適用態様

第L. 一二一―一条

① 公益奉仕労働、及び、公益奉仕労働を行う義務を含む保護観察付執行猶予に関する刑法典の諸規定は、少年が犯罪実行時に一三歳以上であった場合、判決時に一六歳以上一八歳未満の少年に適用される。

② この刑罰が少年係判事によつて宣告される場合、事後の同意に関する刑法典第一三一―一八条第四項の諸規定も、被有罪宣告者による不実行の場合に科される拘禁の上限または罰金の上限の確定を可能にする刑法典第一三一―一九条第二項の諸規定も適用されえない。

③ これらの規定の適用により、公益奉仕労働は、少年に

適合し、かつ、職業訓練的性質を呈するか、または、有罪宣告を受けた若年者の社会復帰を促進しうるものでなければならぬ。

第L. 一二二—二条

①少年が保護観察付執行猶予を伴う拘禁刑を宣告される場合、刑法典第一三二—四四条及び第一三二—四五条に定められる監督措置及び義務の他、判決裁判所は、被有罪宣告者に対して、以下の義務の一つまたは複数の遵守を命じることができる。

一 少年司法保護局の機関、または、司法官によってこのために委任された有資格機関に委託される、保護、援助、監視及び教育の措置に服すること、

二 本法典第L. 一二二—四四条及び第L. 一二二—五五条に定められる教育的収容の条件を遵守すること、この収容は、刑の執行期間中、常時、少年係判事によって修正されうる、

三 成人するまで、閉鎖型教育センターへの収容の条件を遵守すること、この収容は、刑の執行期間中で、かつ、被有罪宣告者が成人するまで、常時、少年係判事によって修正されうる、

四 成人するまで、定期的に、学業または職業訓練に従事すること、

五 少年が一六歳以上の場合、国民役務法典第L. 一三〇—一条乃至第第L. 一三〇—五条に規定される、防衛公施設における役務契約を締結すること。この義務は、それを拒否しまたは在廷していない被告人に対しては宣告されえない。裁判所の長は、判決の宣告前に、被告人が志願の表明にとつて有益な情報の全てを受領したかを確認し、当該被告人に対し防衛公施設における役務契約の締結を拒否する権利を告知し、同人の回答をえる。

②但し、第三号に定められる義務は、六ヶ月間しか命じられえず、最長六ヶ月間、一回のみ、理由を付した命令により、更新されうる。第二号に定められる収容上の義務が少年に対して宣告された場合、この収容は、対象者の成人後は、対象者の同意がなければ継続されえない。

第L. 一二二—三条

①社会内司法監督が宣告される場合、刑法典第一三二—四四条及び第一三二—四五条に定められる監督措置及

び義務の他、少年は、本法典第L. 一二二―二条に定められる義務に服しうる。

②保安処分としての移動型電子監視は、少年には適用されない。

第L. 一二二―四条

没収刑が少年係判事によって宣告される場合、被有罪宣告者による不実行の場合に科される拘禁の上限または罰金の上限の確定を可能にする刑法典第一三一―九条第二項の諸規定は、適用されえない。

第L. 一二二―五条

①少年に対して研修刑が適用される場合、研修の内容は少年の年齢に適合するものとし、裁判機関はこの研修が被有罪宣告者の費用で実施される旨命じえない。

②この刑罰が少年係判事によって宣告される場合、被有罪宣告者による不実行の場合に科される拘禁の上限または罰金の上限の確定を可能にする刑法典第一三一―九条第二項の諸規定は、適用されえない。

第L. 一二二―六条

①少年に刑法典第一三一―四―一条に定められる電子監視付在宅拘禁刑が適用される場合、少年裁判所及び少年重罪法院は、本法典第L. 一二一―七条が適用される場合を除いて、少年に対して、科される拘禁刑の半分を超える電子監視付在宅拘禁刑を宣告することができない。

②この刑罰は、法定代理人が欠ける場合または法定代理人が同意を与えることができない場合を除いて、法定代理人が少年の監護権を行使する場合には、法定代理人の同意なくして宣告されえない。

③この刑罰は、少年司法保護局に委託される教育的措置を伴わなければならない。

第3章・刑罰の宣告

第L. 一二三―一条

執行猶予付または執行猶予のない拘禁刑が少年裁判所及び少年重罪法院によって宣告されうるのは、この刑罰が特に理由を付される条件においてのみである。

第L. 一二三―二条

- ①少年係判事及び少年裁判所は、刑法典第一三二―二五
条乃至第一三二―二八条に定められる修正措置の一つ
の対象とならない施設内拘禁刑または一部執行猶予付
拘禁刑以外の刑罰を宣告する決定の仮執行を命じうる。
- ②少年裁判所が施設内拘禁刑または一部執行猶予付拘禁
刑を宣告する場合、少年裁判所は、刑事訴訟法典第四
六五条または第四六五―一条に定められる条件におい
て、被告少年に対して、収監状または逮捕状を発付し
うる。
- ③少年裁判所は、同様に、同法典第四六四―一条に定め
られる条件において、少年の身柄拘束を維持しうる。
- ④少年裁判所が本法典第L. 五二―二六条の条件におい
て裁定を下す場合で、かつ、少年裁判所が閉鎖型教育
センターに収容される義務を伴う司法統制処分におい
る一六歳未満の少年、または、司法統制処分もしくは
電子監視付居住指定に服する一六歳以上の少年に対し
て、執行猶予のない拘禁刑を宣告する場合、少年裁判
所は、保安処分の違反を確認した後、特に理由を付し
た決定により、宣告される刑期がいかなるものであつて
も、少年に対して、収監状または逮捕状を発付しうる。

第4章…拘禁制度

第L. 一二四―一条

少年は、コンセイユ・デタのデクレによつて定められる
条件において、少年司法保護局の機関の継続的介入を保証
する、行刑施設の少年区画もしくは拘置所内の少年のため
の特別ユニット、または、少年のために専門化された行刑
施設に拘禁される。

第L. 一二四―二条

- ①第L. 一二四―一条に規定される施設または区画は、
被拘禁少年と成人の厳格な分離を保証する。
- ②例外的に、被拘禁少年が拘禁中に成人した場合、この
者は一八歳六ヶ月までこれらの施設に維持せられうる。
この者は、一六歳未満の被拘禁者といかなる接触もし
てはならない。

（井上宜裕）

（未完）

【付記】本資料は、二〇一九年度末延財団研究会助成による成
果の一部である。